

北海道農政事務所地域第五課、釧路統計・情報センター交渉  
(全農林労働組合北海道地方本部釧路分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年7月29日(木) 12:20～12:30(10分)
2. 開催場所：北海道農政事務所地域第五課ミーティングルーム
3. 出席者：

北海道農政事務所	門木 勉	地域第五課長
同	薄井 智	釧路統計・情報センター長
同	北脇 政美	地域第五課課長補佐(総務)
同	杉田 克義	釧路統計・情報センター次長
全農林労働組合		
北海道地方本部釧路分会	西久保隆浩	執行委員長
同	栗本 栄	副執行委員長
同	三津田敬一	財政部長
4. 議 題：・超勤縮減策の推進について  
(全農林労働組合北海道地方本部釧路分会提出 別添「要求書」)
5. 議事概要：

○門木地域第五課長：

本日の交渉に先立ちまして国家公務員法108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項について報告します。

全農林労働組合北海道地方本部釧路分会執行委員長から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし交渉対象とする事項については、要求書記の3の後段部分の「実効性ある超勤縮減策」についてとし、その他の事項については、小職の権限外事項であること、管理運営事項に該当することから要望事項として承るとの整理をしたところでありますので、それを前提にしての交渉に入りますが、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の趣旨を尊重し交渉を行いたいと思いますので、協力をお願いします。

○西久保委員長：

本日は、お忙しいところありがとうございます。  
それでは、要求書を提出させていただきます。

○門木地域第五課長：

それでは今回の要求事項である記の3の後段部分について回答しますが、地域第五課の状況については私から、釧路統計・情報センターの状況については、薄井センター長から回答します。

超過勤務の縮減につきましては、職員の心身の健康及び福祉に影響を及ぼすおそれが生じることからも喫緊の課題と考えています。

地域第五課では、計画的・効率的な業務運営に努め、事前に業務内容の精査をし、不要・不急な超勤を行わない、定時退庁日については、緊急のもの以外は行わせない事としています。

業務の遂行上必要な場合については超勤命令を発する事としていますが、その場合においても必要最小限となるような命令としています。

また、毎週月曜日に補佐会議を開き業務の進行状況の把握に努め、業務調整や事務効率化により超過勤務の縮減を図っているところです。

○薄井センター長：

それでは私の方から、超勤縮減に対する取り組みについて、ここ2～3年特に力を入れてきました。減員に対応しなければならない状況の中で業務改善を進めたことにより一定程度、成果を上げてまいりました。今後とも職員の皆様の協力を得ながら推進していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○西久保委員長：

超勤縮減に向けて、いろいろと尽力されていると認識しています。今後も健康管理面からも、超勤縮減に向け対策を講じるようお願いします。

また、要望につきましても上部に伝えるようお願いします。

○門木地域第五課長：

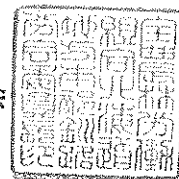
日頃から職員とのコミュニケーションを図り、明るく仕事のしやすい環境を作って行きたいと考えていますし、必要に応じて五課とセンターの全体対応も行いながら超勤の縮減を図って行きたいと思えます。

それでは、これを以って交渉を終了としますが、交渉対象項目以外の事項については、要望として承りさせて頂きたいと思えます。

(終 了)

北海道農政事務所地域第五課  
課長 門 木 勉 殿  
北海道農政事務所釧路統計・情報センター  
センター長 薄 井 智 殿

全農林労働組合北海道地方本部釧路分会  
執行委員長 西久保 隆浩



## 要 求 書

私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に添えていくためには、雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。加えて10月に予定されていた組織改編が実施されないことから、釧路地域における農林水産行政の遂行に支障を来さない組織体制を早急に構築することが当面の課題となっています。

また、本年の賃金・労働条件改善にあたっては、公務員労働者の賃金を維持・改善することはもとより、雇用と年金を接続するための高齢者雇用施策の確立、非常勤職員等の処遇と雇用のあり方の抜本的改善などが重要課題となっています。

このようななか私たちは、北海道農政事務所地域第五課及び釧路統計・情報センターにおける諸課題を整理し、釧路分会として下記要求事項を取りまとめました。いずれの項目も組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれては、その実現に向け最大限の努力を行うよう要求します。

### 記

1. 「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」は、第174回国会において審議未了、廃案となったが、北海道農政事務所地域第五課及び釧路統計・情報センターにおける新たな業務への対処方針を明らかにするとともに、業務量に見合った要員を確保すること。
2. 北海道農政事務所地域第五課及び釧路統計・情報センターにおける今後の組織改編にあたっては、庁舎等の整備や業務に必要な予算を確保し、組合員の勤務条件が低下しないよう万全を期すこと。また、配置人員に見合った会議室、ミーティングルーム等も確保し、従前同様の職場環境を維持すること。
3. 北海道農政事務所地域第五課及び釧路統計・情報センターにおける勤務時間については、厳格な勤務時間管理と実効性ある超勤縮減策を推進するとともに、超勤手当を全額支給すること。

以上